

蒲郡市受動喫煙防止条例（仮称）の考え方について

1 意見募集期間

令和元年7月22日（月）～8月20日（火）

2 意見提出者数

338人（重複提出者含む）

3 内訳

地域別

市内	市外	不明 (匿名含む)
92人	226人	20
	内訳 愛知県内 181 愛知県外 45	

賛否別

賛成	反対	不明 投げかけ
2	334	2

意見別「人数欄は主な意見で分類した。」

	意見の内容	人数	意見数	意見概要
(1)	改正健康増進法の規制のみで条例の制定を不要とする意見	1 1 4	1 5 4	ア・イ
(2)	喫煙所の整備または分煙を望む意見	1 0 7	1 3 6	ウ
(3)	喫煙者に対する配慮不足を指摘する意見	3 4	8 0	エ
(4)	国の法律と市の条例という2つのルールができ、混乱することを懸念する意見	2 8	3 9	オ
(5)	加熱式たばこを通常のたばこ同等に扱わないよう求める意見	2 3	4 0	カ
(6)	ポイ捨て等の環境美化の悪化や火災を懸念する意見	1 6	3 8	キ
(7)	禁煙治療の財源、禁煙治療の対象者、助成に関する意見	5	8	ク・ケ
(8)	条例制定について、検討期間の短じかさを指摘する意見	4	1 6	コ
(9)	条例の規制について、さらなる強化を求める意見	2	1 0	サ・シ・ス・セ・ソ・タ
(10)	たばこ税の減収に対する懸念、または代替となる財源について心配する意見	1	1 7	チ・ツ・テ・ト
(11)	健康増進施策であれば、たばこ以外の嗜好品等、他にも規制すべきとの意見	1	6	ハ
(12)	飲食店にも規制が広がるのではと危惧する意見	1	5	ヒ
(13)	喫煙場所をなくすよりマナーやルールを守らない者への罰則	1	3	フ

	を強化すべきとの意見			
(14)	区分等が分りづらいとの意見	1	14	へ

4 寄せられた主な意見（抜粋）の概要と本市の考え方

(1) 改正健康増進法の規制のみで条例の制定を不要とする意見	
寄せられた意見の概要	本市の考え方
<p>ア 国の改正健康増進法以上の規制をする必要性を感じない。すでに喫煙場所が少なくなっているのに国の改正健康増進法に上乘せするのは反対。</p>	<p>本市は、市民の健康づくりを重点施策に位置づけ、さまざまな健康増進施策に取り組んでおります。健康増進法の改正を受け、本市の公共施設における一層の受動喫煙対策に取り組むことが必要と考え、公共施設における受動喫煙対策、市や市民病院の責務などを条例にうたいました。行政機関に準ずる施設、及び子どもは受動喫煙による健康影響が大きいことや、受動喫煙から身を守ることが難しいことを鑑み、20歳未満の利用者が主に利用すると判断した公共施設においては敷地内全面禁煙としました。また、加熱式たばこについては、たばこの定義に含まれていること、及び市民等の健康を確保する観点から紙まきたばこと同様とすることが好ましいと判断しました。</p> <p>以上の理由から改正健康増進法の規制に加え、本市独自の規制を加えることとしました。</p>
<p>イ 改正健康増進法が完全施行され、課題や実態に合わないところが出てきた際に検討すればよいのではないか。現段階は条例に反</p>	<p>改正健康増進法についての一部施行及び完全施行については、状況を把握し課題などを分析してまいります。本市では、特に子どもは受動喫煙による健康影響が大きいことや、自身で受動喫煙から身を守ることが難しいことを鑑み、20歳未満の利用者が多いと施設管理者が</p>

<p>対。</p>	<p>認めた市が所有し、又は管理する施設では、第2種施設においても第1種施設と同様に敷地内全面禁煙とする必要があると考えました。また、加熱式たばこについては、現段階で健康への影響が明確ではないと言われていますが、日本呼吸器学会やWHOのように健康への悪影響があるとの見解を示すものもあることから、市民等の健康を確保する観点から通常の紙まきたばこと同様の規制とすることが望ましいと判断しました。以上の理由から現時点でも条例が必要との判断に至りました。</p> <p>改正健康増進法が全面施行され、課題や実態に合わない部分が生じた場合については、対策について検討してまいります。</p>
<p>(2) 喫煙所の整備または分煙を望む意見</p>	
<p>寄せられた意見の概要</p>	<p>本市の考え方</p>
<p>ウ 望まない受動喫煙を防止するには、禁煙ではなく喫煙所を整備し、分煙を進める方が有効と考えられる。</p>	<p>受動喫煙による健康への悪影響は科学的にも明らかになっており、厚生労働省健康局長からの通知「健康増進法の一部施行について」においては、「第1種施設については、受動喫煙により健康を損なう恐れが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙が原則であり、特定喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに留意すること」と記載されており、受動喫煙防止に関しては、国においても分煙を推奨しているものではなく、禁煙の方が有効であるとの認識</p>

	<p>を持っております。</p> <p>本条例で規定する第1種施設、第2種施設のうち国及び地方公共団体の行政機関の庁舎に準ずる施設及び受動喫煙により健康への影響を受けやすい20歳未満の者等が主に利用する施設においては特定屋外喫煙所を含め屋外に喫煙所を設置しない敷地内禁煙とすることで、改正健康増進法以上の効果を得られると考えています。</p>
(3) 喫煙者に対する配慮不足を指摘する意見	
寄せられた意見の概要	本市の考え方
<p>エ 喫煙者を排除する条例であり、反対。たばこは嗜好品である。喫煙は本人の自由であり、喫煙する権利も認めてほしい。</p>	<p>本条例案は、市民の健康増進を図る観点から、望まない受動喫煙を防止するために一定の規制を設けるものであり、喫煙者を排除する条例というものではありません、たばこの販売や喫煙自体を規制するものではなく、喫煙する権利を認めないものでもありません。</p>
(4) 国の法律と市の条例という2つのルールができ、混乱することを懸念する意見	
寄せられた意見の概要	本市の考え方
<p>オ 国の改正健康増進法と市の受動喫煙防止条例という2つのルールを設けることで、事業者や観光客が混乱するのではないか。</p>	<p>市の受動喫煙防止条例は国の改正健康増進法に基づいた条例であり、趣旨や目的は同じであります。本条例に基づいた公共施設における受動喫煙対策が、市民や事業者、観光客の方が混乱しないよう、周知・啓発に努めてまいります。</p>

(5) 加熱式たばこを通常のたばこと同等に扱わないよう求める意見	
寄せられた意見の概要	本市の考え方
<p>カ 加熱式たばこについては、改正健康増進法と同じ運用でよい。紙まきたばこと同じ扱いをしないでほしい。</p>	<p>加熱式たばこについては、一般社団法人日本呼吸器学会によると、「非燃焼・加熱式電子たばこや電子タバコの仕様は、健康に悪影響がもたらされる可能性があり、非燃焼・加熱式タバコや電子タバコの使用者が呼出したエアロゾルは周囲に拡散するため、受動吸引による健康被害が生じる可能性がある。従来の燃焼式タバコと同様に、すべての飲食店やバーを含む公共の場所、公共交通機関での使用は認められない」との見解が示されています。市民等の健康を確保する観点からは、たばこの定義に含まれている加熱式たばこも紙まきたばこと同様の規制とすることが好ましいと判断しました。</p>
(6) ポイ捨て等の環境美化の悪化や火災を懸念する意見	
寄せられた意見の概要	本市の考え方
<p>キ 敷地内禁煙や屋内禁煙を厳しくすることで敷地外でのポイ捨てによる環境美化の悪化と火災が懸念される。</p>	<p>蒲郡市空き缶等ごみ散乱防止条例において、市民、事業者、市等が一体となって、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸殻等ごみの散乱防止に努め、観光都市蒲郡にふさわしい環境を創出していくことをうたっています。引き続き啓発に努め、環境美化の保全、火災予防に努めてまいります。また、本条例が規定する屋外喫煙場所を設けないこととする施設は、既に敷地内禁煙となっている施設が多いのですが、吸</p>

	<p>殻が多数であったり、ポイ捨てにより迷惑を感じている施設はありません。近年では、喫煙マナーが相当程度普及しており、喫煙所がないことを理由にところかまわず喫煙しポイ捨てが急増することは考えておりませんが、喫煙者へのマナーについて再度周知してまいります。</p>
(7) 禁煙治療の財源、禁煙治療の対象者、助成に関する意見	
寄せられた意見の概要	本市の考え方
<p>ク 喫煙する市民等への禁煙治療等を総合的に推進するとあるが、財源はどこから出るのか。「市民等」の「等」はだれを指すのか。市民以外にも市税を使うということか。</p>	<p>禁煙治療等を総合的に推進するとは、蒲郡市民病院が、これまで行っていなかった禁煙外来等の禁煙治療を実施することを指しており、禁煙治療は医療保険の対象となります。また、市民等とは、蒲郡市民病院を受診され、禁煙治療をうけられる受診者であることから、市民だけでなく、市外の方を含んでいることから市民等といたしました。また、国民健康保険被保険者の方には、禁煙治療を望まれ禁煙に成功した場合は、禁煙治療に要した費用を助成する制度があります。財源は、国民健康保険特別会計から支出いたします。限られた財源の中で、禁煙治療を含む健康づくり施策を総合的に進めてまいります。</p>
<p>ケ 禁煙治療の助成を予算化して欲しい。</p>	<p>令和元年度から、国民健康保険被保険者の方で、禁煙治療を完了された方には費用の助成制度があります。今後につきましては、ご意見を参考にさせていただき、検討してまいります。</p>

(8) 条例制定について、検討期間の短じかさを指摘する意見

寄せられた意見の概要	本市の考え方
コ 検討から施行の期間が短すぎる。市民の意見を聞く姿勢がないのではないか。	パブリックコメントは、蒲郡市パブリックコメント手続要綱に基づき実施しているもので、パブリックコメントを集約した結果をもって市民の代表である議会で審議いただくものです。本条例のパブリックコメントは令和元年7月22日から8月20日までの間で実施し、議案の上程の8月26日までで意見を集計し、条例案に反映できるものの有無についても検討は行っており、市民の意見を聞く姿勢がないということはありません。

(9) 条例の規制について、さらなる強化を求める意見

寄せられた意見の概要	本市の考え方
サ 喫煙専用室からは必ず煙は漏れる。市の施設なので、第二種施設は屋内禁煙（喫煙専用室設置不可）とすべき。	市が所有し又は管理する第二種施設の多くは、屋内に喫煙場所の設置が現在でもない状況ですので、新たに設置をするということではなく、現在設置してあり喫煙専用室が、厚生労働省令で定める技術的基準に基づいて設置するよう基準の遵守により望まない受動喫煙を防止できるものと考えております。
シ 第一種施設の周辺の禁煙、及び観覧場、運動施設、遊園地、公園等も禁煙規定を設けてはどうか。	第一種施設の周辺についての規制や、公園などの施設での禁煙規定につきましては、現在の条例や健康増進法の全面施行の状況をみながら検討、協議してまいります。

<p>ス 禁煙飲食店について、禁煙の標識を見やすい場所に掲示するよう規定してはどうか。</p>	<p>公共施設においては、表示の掲示を規定しておりますが、民間の飲食店の標識の掲示については、当面は健康増進法に基づく規定に準ずるものとし、今後につきましては現在の条例や健康増進法の全面施行の状況をみながら検討、協議してまいります。</p>
<p>セ 望まない受動喫煙の「望まない」の字句は削除し、受動喫煙だけの表現とすべき。望む人はいないから。</p>	<p>当面は健康増進法に基づく規定に準ずるものとし、今後につきましては現在の条例や健康増進法の全面施行の状況をみながら検討、協議してまいります。</p>
<p>ソ 妊婦も受動喫煙から守るよう規定とし、喫煙可能場所への立ち入り禁止規定を設ける、また妊婦の喫煙禁止を設けるのがよい。</p>	<p>受動喫煙により低出生体重児の出生や胎児への健康影響が大きいことは承知しております。母子手帳交付の際、喫煙者には禁煙を勧めており、また受動喫煙の健康影響についても説明しているのが現状です。今後につきましては、ご意見を参考にし、妊婦の健康管理のために一層の対策を検討してまいります。</p>
<p>タ 従業員及び利用客を受動喫煙から守る観点から、小規模飲食店の禁煙化を後押しする助成費制度を条文にいれてはどうか。</p>	<p>本条例は、公共施設における規定が主ではございますが、今後につきましては、現在の条例や健康増進法の全面施行の状況をみながら、検討、協議してまいります。</p>

(10) たばこ税の減収に対する懸念、または代替となる財源について心配する意見	
寄せられた意見の概要	本市の考え方
チ たばこ税を納税しているのは喫煙者である。たばこ税を喫煙者に還元し、喫煙場所を整備するなど、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境整備を進めてほしい。	市たばこ税は、地方税法により用途を定めない普通税とされていますので、市の施策全般に活用させていただきたいと考えます。 また、喫煙者と非喫煙者の共存については、望まない受動喫煙防止の観点に基づき、条例を適切に運用することにより実現してまいりたいと考えております。
ツ たばこ税が減収すると考えられるが、財源は何で補填するのか。規制だけして、たばこ税をもらうのはいかがなものかと思う。	今回の国および本市の受動喫煙対策により、たばこの売り出し本数にどの程度の影響があるのかは具体的に図ることは難しいですが、本条例で規制が強化されているのは、市が設置又は管理する公共施設の一部であることから、影響は限定的で小さいものと考えています。一方でたばこの税率については段階的な引き上げがなされており、急激な落ち込みはないと考えています。規制については、市民の健康増進を図る観点から受動喫煙を防止するために一定の規制を設けるものと認識しております。また、市たばこ税については、地方税法に従い徴収しているもので、市の施策全般に活用させていただきたいと考えます。

<p>テ たばこ税で「健康づくり基金」を新設し、たばこ税収入の5%相当額を積み立ててたばこ受動喫煙対策を含め健康づくり施策に活用すると条文に盛り込んだらどうか。</p>	<p>当面は健康増進法に基づく規定に準ずるものとし、今後につきましては現在の条例や健康増進法の全面施行の状況をみながら検討、協議してまいります。</p>
<p>ト たばこ生産や販売にかかわる仕事をされている方達への賃金保証は万全か。</p>	<p>本条例は、市民の健康増進を図る観点から受動喫煙を防止するために一定の規制を設けるものであり、たばこの販売や喫煙自体を規制するものではありません。世界保健機関等の研究や調査では、たばこ規制が飲食店の経営に影響がないという結論が出されています。他自治体の調査では、自主的に全面禁煙にした店の中で、「96%が売り上げは不変又は増加した」「売上が減ったのは8%」等、売り上げが減少した店は少数であるという調査結果もあります。</p> <p>本条例で規制が強化されているのは、市が設置又は管理する公共施設の一部であることから、たばこ産業に関わる方たちへの経済的影響は限定的で小さいものと考えています。</p> <p>また、他の嗜好品にも規制のあるものがありますが、賃金保証等はありませんので同様の対応とさせていただきたいと考えています。</p>

(11) 健康増進施策であれば、たばこ以外の嗜好品等、他にも規制すべきとの意見	
寄せられた意見の概要	本市の考え方
ハ 健康を推進というなら、炭酸飲料、スナック菓子、酒など取り締まるべきものは他にもある。たばこをほぼ違法品としてしまう条例には反対。	健康推進のため、個々の健康状態に合わせて、食生活やお酒、嗜好品などの指導、相談に保健師や栄養士が応じております。喫煙者については、健康影響が大きいことの説明や、依存症の方への相談や教室を開催しております。本条例は個人の嗜好品の摂取を規制するものではなく、あくまで第三者に対して望まない受動喫煙が生じることを防止するためのものであります。また、飲酒については、飲酒法や道路交通法をはじめ、厳しい規制があることから、現行の法規制で充分と考えています。また、たばこについても違法品としているのではなく、受動喫煙により健康被害を受ける人に配慮した施設管理をすることが目的となっております。
(12) 飲食店にも規制が広がるのではと危惧する意見	
寄せられた意見の概要	本市の考え方
ヒ 徐々に規制が強化され、飲食店にも影響が及ぶのではないか心配。	現状は健康増進法に基づく規定に準ずるものとし、飲食店は原則屋内禁煙となっております。今後につきましては施設の状況、市民の意見聴取をし、対応してまいります。

(13) 喫煙場所をなくすよりマナーやルールを守らない者への罰則を強化すべきとの意見	
寄せられた意見の概要	本市の考え方
<p>フ 受動喫煙を防止するためには、喫煙を禁止するよりも罰則を強く大きいものにした方がよいのではないか。</p>	<p>本条例は喫煙を禁止するものではなく、市民の健康増進を図る観点から望まない受動喫煙を防止するために敷地内ないしは屋内禁煙など一定の規制を設けるものです。罰則については、改正健康増進法において規定されており、本条例で法以上の罰則は必要ないと考えております。罰則を強くするのではなく、喫煙禁止区域で喫煙しないよう施設管理者が促し望まない受動喫煙が生じないように配慮してまいります。</p>
(14) 区分等が分りづらいとの意見	
寄せられた意見の概要	本市の考え方
<p>へ 一部の第二種施設を第一種施設と同じ扱いをする理由が分らない。なぜ、このような区分になっているか分らない。</p>	<p>市が設置及び管理する第二種施設に位置づけられる公共施設については、当該施設管理者と施設の利用状況を確認、協議し、健康影響が大きい20歳未満の者が主に利用すると判断の上、敷地内全面禁煙としました。さらに行政機関の庁舎に準じる扱いをする施設として下水道浄化センターと学校給食センターを規定していますが、行政は受動喫煙防止の模範となるべき立場であることから、この2施設も敷地内全面禁煙としたものです。</p>